

入札参加停止及び指名停止業者の取扱いについて(平成24年1月26日現在)

今回新たに停止措置を行うもの。

別表第2第10項第3号 (建設業法違反行為)

高松建設株

平成24年1月26日から平成24年4月25日までの3ヶ月間

平成23年4月14日、東京簡易裁判所より労働安全衛生法違反及び業務上過失傷害による略式命令を受け、その刑が確定している。このことにより、平成23年12月1日、近畿地方整備局長より建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。

既に停止措置を行ったもの。

別表第2第9項 (談合又は競売入札妨害)

村井電工株

平成23年7月11日から平成25年7月10日までの24ヶ月間

村井電工株役員は東近江市職員と共謀して、平成22年9月15日に執行した水道施設工事の指名競争入札に関し、同社に落札させるため、市職員から同月上旬、電話で設計価格の教示を受け、入札予定価格に近接する金額で同工事を落札したとして、競売入札妨害(偽計)の容疑で逮捕された。

別表第2第10項第1号 (建設業法違反行為)

第一建設株

平成23年3月10日から平成24年3月9日までの12ヶ月間

平成22年4月に本店の専任技術者を変更したとの虚偽の変更届出書を滋賀県を經由して国土交通省に提出したなどとして、平成23年2月8日に建設業法違反の疑いで代表取締役と営業部長が逮捕された。

別表第2第1項第2号 (贈賄等)

滋賀ポンプ工業株

平成22年8月31日から平成24年2月29日までの18ヶ月間

滋賀ポンプ工業株式会社の役員が、長浜市が発注した水道工事をめぐり、下請け業者である同社が受注できるよう便宜を図った見返りに同市職員に飲食店や風俗店で接待をしていたとして、平成22年8月26日に贈賄の容疑で滋賀県警に逮捕された。